

チャレンジ!! 組合士

組合の力を
さらに伸ばすために!

(令和元年度中小企業組合検定試験「会計」第1問より抜粋)

中小企業等協同組合会計基準の事業報告書及び決算関係書類、監査制度に関する次の文章にある ~ について、語群A~Oの中から最も適切なものを選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入してください。

1. (財産目録)

決算関係書類に含まれる財産目録に付すべき価額は、 基準による貸借対照表の価額を移記するが、財産目録の脚注に による組合正味財産の価額を表示することとされている。

2. (損益計算書)

損益計算書は、1事業年度の損益をその 別に収益と費用を対応して示し、組合の経営成績を表示しようとするものである。

3. (監事)

監事は、理事の業務決定や代表理事の業務執行について特有の役割を果たすことができる。その役割の重要性を考えるならば、監事の人的基準として、一般に、監事として適当な専門能力や実務経験を有していること、該当組合に対して がないこと、監査を行うに当たっては常に の態度を保持すべきこと、監査の実施については専門家として正当な注意をもってこれを行うことが、求められる。

【語群】

- | | | | | |
|---------|----------|----------|----------|------------|
| A. 金額 | B. 公正価値 | C. 公正不偏 | D. 債務関係 | E. 時価 |
| F. 取得原価 | G. セグメント | H. 帳簿価額 | I. 特別な感情 | J. 特別な利害関係 |
| K. 独立性 | L. 発生源泉 | M. 批判的精神 | N. 部門 | O. 平常心 |

【解答欄】

イ	ロ	ハ	ニ	ホ

★解答は、9ページをご覧ください。



組合運営 あれこれ



Q 決算関係書類の監査を受けられない場合の処理について

監事が入院療養中であり、決算関係書類の監査を受けることが困難な状況にありますが、監査報告書なしで理事会・総会の承認を得ることは可能ですか。

これについて、監事を改選のうえ改めて監査を行い、報告書を付して承認を得るべきであると解釈していますが差し支えないですか。

A 貴見のとおりです。中協法第36条の3第2項により、監事はその職務として監査報告の作成義務を負っています。また、中協法第40条第5項により、決算関係書類及び事業報告書は監事の監査を受けなければならないこととなっています。

また、監事を複数人置く組合においては、特定監事を定めている場合は特定監事から、定めていない場合は監事全員から監査報告の通知を受けなければなりません。監事が「決算関係書類」の全部を受領した日から4週間を経過した日と、特定理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容の通知をしない場合は、通知の期限の日に監事の監査を受けたものとみなされます。(中協法施行規則第117条第3項)

しかしながら、何らかの理由により監事が監査をすることが困難な場合、または監事が監査を拒む場合は、監事を新たに選任し、監査を受けるべきです。